

平成26年報告書に提言された取組のうち、  
回収率目標達成アクションプランの  
取組状況について

平成29年1月20日  
経 済 産 業 省  
環 境 省

## 特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの策定経緯

### 【アクションプラン策定までの経緯】

- 平成26年10月、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。) 意見具申。
- 平成27年1月の合同会合において、報告書を踏まえ各主体が取り組むべき施策を工程表として取りまとめ、毎年一回、合同会合において、工程表の実施状況の評価することとした。
- 平成27年3月、報告書を踏まえ、家電リサイクル法の基本方針に、廃家電の回収率目標(平成30年度までに56%)を新たに規定した。
- 平成28年1月の合同会合において、報告書に定められた取組のうち、回収率目標の達成に関する取組について、各主体の取組目標とその評価・点検方法をまとめた「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を審議いただき、必要な修正を加え、同年3月に策定した。

## アクションプランの構成

取組の類型	取組項目
I 排出者による適正排出の促進	1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発
	2) 排出者の経済的負担の軽減
	3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化
II 違法業者・違法行為の対策・指導等	1) 違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底
	2) 水際対策
	3) 不法投棄対策
III 流通フローの把握精度の向上・その他	

# 類型 I : 排出者による適正排出の 促進に関する取組

# 類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発(うち国、自治体)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料	
		平成27年度	平成28年度			
適正排出のための周知・広報	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>各主体が共通して使用できる広報コンテンツを作成し(平成28年度まで)、各主体と連携した広報活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の適正排出を促すよう、以下を実施。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①動画の作成・配信</li> <li>②経産省HPに特設ページを掲載</li> <li>③関係団体・企業等へ周知</li> <li>④リスティング広告等による特設ページへの誘導</li> </ol> </li> <li>無許可の廃棄物回収業者を利用しないよう啓発するチラシ29万部を住民啓発用として自治体に配付。</li> <li>消費者教育の観点からも、教育関係者により構成される「小型家電リサイクルその他の3R(循環)教育推進のための検討会」を開催するとともに小学生向けのモデル事業を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業者等、小売業者と連携し、左記特設ページのキャラクターを使用したポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施。</li> <li>学校教育の場において、小型家電リサイクル法の普及と合わせて実施。</li> </ul>	1.(2)1段目 1.(2)3段目 2.(1)3段目	資料3-1
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正排出に関する住民への周知・広報を実施(平成30年度までに全ての自治体)。</li> <li>地域のNPO等と連携し、告知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>印刷物による廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものかないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは1.6%となっている。</li> <li>ホームページによる廃家電4品目の処理方法の説明としては「小売店に引取り義務があるものかないもの場合分けして説明」が最も多く42.2%、特に記載していないは10.8%となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,704市町村において、住民が排出に困らないようにHPや広報紙等を通じて周知。</li> </ul>		

# 類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発(うち指定法人・製造業者等)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
適正排出のための周知・広報	指定法人・製造業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発の実施(平成30年度までに全ての製造業者等)。</li> <li>普及広報WGで協議し、施策の実行。</li> <li>消費者向けサイトの利便性向上(市町村のHPにリンクを貼る)。</li> </ul>	<p>(指定法人・製造業者等に共通した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、小売業者と連携してポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施(再掲)。</li> <li>(製造業者等の取組)</li> <li>ポスターを指定引取場所及びリサイクルプラントへも配布。</li> </ul>	1.(2)1段目 1.(2)2段目 1.(2)3段目 2.(1)3段目	資料3-1(再掲)
		<p>(製造業者等の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各メーカーのWebサイト、製品カタログ、取扱説明書等にて、適正排出に係る周知を実施。</li> <li>消費者や地域住民の理解促進を図り、小学校等の環境教育に貢献するため、全国の家電リサイクルプラントにて、見学者を受け入れている。(H27実績:26,335人)</li> <li>国と連携して家電リサイクルプラント見学会を実施し、地方の消費者団体・小売業者等に御参加いただいた(再掲)。</li> </ul>	<p>(指定法人の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者代表等との懇談会の実施。</li> <li>普及広報WGにおいて、新たな普及広報について検討・提案。</li> <li>①スマホ対応のWebサイトに、平成28年9月末、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、消費者の利便性を高めた</li> <li>②マイナビウーマン、グノシーと連携し、記事広告の実施</li> <li>③重点広報期間において、普及啓発ラジオ広告やシネアド広告の実施</li> </ul>		

# 類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発(うち小売業者)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
適正排出のための周知・広報	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点広報期間を設ける(1か月程度)。</li> <li>消費者との接触機会を通じて積極的広報の実施。</li> <li>研修の実施や対応マニュアルの策定。</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、製造業者等と連携してポスターを作成し、エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間と位置付け、周知・広報を実施(再掲)。</li> </ul>	<p>1.(2)1段目</p> <p>2.(1)3段目</p> <p>資料3-1 (再掲)</p>
			<p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省の特設ページへのリンクを会員各社HPに貼る。</li> <li>オリジナルポスターを作成し、経産省特設HPへのQRコードを掲載して更に周知を図るとともに、『私たちは家電リサイクル法に沿った適切な取り組みを行っています。』と宣言。</li> </ul>	<p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記ポスターについて、各店舗での掲示を促進。</li> </ul>	
			<p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各社各々の対応マニュアルを作成し、従業員に周知徹底。それに対するチェック機能を働かせている。</li> </ul>	<p>(全国電機商業組合連合会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記ポスターについて、組合員全店へ配布、店頭掲示(現在も継続実施)。</li> <li>重点広報期間を中心として、業界新聞(約2万部発行)において、広告記事を掲載し、組合員に対する広報・周知活動を実施。</li> </ul>	
			<p>(全国電機商業組合連合会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省の特設ページ等へのリンクを貼る。</li> </ul>	<p>(全国電機商業組合連合会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に対して、購入時、来店時及び訪問時に「一声」運動を実施。</li> <li>商業組合と経済産業局・地方環境事務所との連携について、平成28年度、より進めるとし、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、経済産業局・環境事務所が小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施(再掲)。</li> </ul>	

# 類型 I-1) 適正排出に係る排出者の理解促進・啓発(うち消費者団体等)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料	
		平成27年度	平成28年度			
適正排出のための周知・広報	消費者団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(持続可能な社会をつくる元気ネットの取組)</li> <li>・小学校全学年対象の3R出前講座(5回)や普及啓発と消費行動をテーマにマルチステークホルダー会議を実施。</li> <li>・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索用スマートフォンサイトの作成に協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(持続可能な社会をつくる元気ネットの取組)</li> <li>・3R出前講座や普及啓発と消費行動をテーマにマルチステークホルダー会議を実施。</li> <li>・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。</li> <li>・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索用スマートフォンサイトの作成に協力。</li> </ul>	1.(2)1段目 2.(1)3段目	資料3-1 (再掲)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組)</li> <li>・家電リサイクルプラントの見学会を開催。</li> <li>・他の消費者団体との家電リサイクルに関する意見交換会に参加。</li> <li>・指定法人が作成する消費者向け廃家電の排出方法検索用スマートフォンサイトの作成に協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組)</li> <li>・家電リサイクルプラントの見学会を開催。</li> <li>・指定法人が作成した広報に関して、感想や意見を提案。</li> <li>・薄型テレビ等題材に使用だけでなく廃棄段階での重要性を説明した冊子を作成。これを用いて教職員を対象としたワークショップを開催した。</li> </ul>			



## 類型 I-2) 排出者の経済的負担の軽減

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
リサイクル料金の 国及び製造業者等 の 透明性・適正性	国及び製造業者等	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収の結果を確認の上、製造業者等に適宜照会等を行い、適正な原価を著しく上回っている場合は、助言等を通じ、料金の適正化を図る。</li> </ul>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度のリサイクル費用の実績・内訳等について製造業者等から報告を徴収し、合同会合で報告。</li> </ul> <p>.....</p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国からの報告徴収に対して、品目別に、リサイクル費用の内訳について細分化して報告。</li> </ul>	1.(3)1段目 1.(3)2段目 1.(3)3段目	資料2
		<p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル費用の内訳に関する情報について、可能な範囲で国へ提供。</li> </ul>	<p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日にリサイクル料金の値下げが行われた。 ※一部の製造業者等の例 エアコン1,620円→1,404円 冷蔵庫・冷凍庫 大: 4,968円→4,644円 小: 3,888円→3,672円 洗濯機・乾燥機 : 2,592円→2,484円</li> </ul>	1.(3)4段目	

# 類型 I-3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組(うち義務外品)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
義務外品の回収体制構築	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者の引取義務外品の回収体制構築状況について把握。</li> <li>平成27年3月に発出したガイドラインの内容を積極的に周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について把握し、合同会合で報告。</li> <li>早期の回収体制構築の必要性について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。</li> <li>早期の回収体制構築の必要性について、未構築自治体に対して個別で通知文を发出するとともに、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会で周知。</li> </ul>	1.(4)1段目	資料3-2
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者等と連携して、すべての市町村において義務外品の回収体制を構築。</li> <li>廃家電の回収方法を示したHPを作成した場合には速やかに国を経由して指定法人へ連絡を入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各主体において回収体制を構築</li> <li>全国都市清掃会議から全国電機商業組合に対して、体制構築への協力を要請。</li> </ul>		
	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体からの回収体制構築に関する協力要請に積極的に対応。</li> <li>義務外品の引取り要請に対する積極的な対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(大手家電流通協会の取組)</li> <li>自治体からの協力依頼があった際には、自治体HPへの掲載等、前向きに対応する企業もある。</li> <li>引取りの現場では義務品／義務外品かにかかわらず、全店舗にて回収。</li> <li>(全国電機商業組合連合会の取組)</li> <li>商業組合全体として自治体の回収体制構築に協力している地域やその一部で協力している地域がある。</li> <li>(全国電機商業組合連合会の取組)</li> <li>全国都市清掃会議からの協力要請があり、全国の商業組合に対して協力するよう要請を行った。</li> </ul>		
	製造業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定法人における消費者向けサイトについて、更に消費者の利便性を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(指定法人の取組)</li> <li>一般排出者の排出場面を想定し、適正排出に誘導するスマホ対応のWebサイトを新たに開設(再掲)。</li> <li>(指定法人の取組)</li> <li>スマホ対応のWebサイトに、平成28年9月末、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、消費者の利便性を高めた(再掲)。</li> </ul>		

## 類型 I-3) 排出ルート・回収体制等の整備・強化に関する取組 (うちリサイクル料金、適正リユース)

アクションプランに規定された 具体的な取組		実施した取組		工程表の 該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
リサイクル券の 活用 利便性	家電製品協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局券の活用利便性向上の方策について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局の窓口の閉鎖時(土日祝又は平日の夕方以降)でも、ATM端末手続だけで引き取りできるように郵便局券の運用を改善を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月より、郵便局の窓口の閉鎖時(土日祝又は平日の夕方以降)においても、ATM端末手続だけで郵便局券を利用できるようにした。</li> </ul>	1.(4)2段目
	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良なリユース業者の情報を発信。</li> <li>リユース業界や有識者との意見交換を実施し、適正なリユースを推進するための方策を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が適正なリユース業者かどうか判断できるようにすることが重要との意見を受け、その方策について検討。</li> <li>リデュース・リユースの取組がより進む社会経済システムの構築を目指すため、「リデュース・リユース取組事例集」及び「リデュース・リユース データブック」を作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界や有識者等と意見交換を行い、市民向けの「リユース読本」及び事業者向けの「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を策定、公表。</li> <li>廃棄物処理法、バーゼル法の見直しを開始し、輸出対策の強化を検討中であり、廃棄物処理法の見直しに係る報告書においては、「廃棄物処理法とバーゼル法の見直しにより、効果的に不適正な輸出を防止していくべきである。」と指摘されたところ。</li> </ul>	1.(5)1段目
	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース品を扱う全店舗で仕分け基準が作成できるよう周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者20社に対する報告徴収等の結果として、リユースを取り扱うものは、リユース・リサイクル仕分け基準を作成しているか、又は、作成する予定となっている。</li> </ul>		
適正なリユースの推進	消費者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正なリユース推進に向けた協力。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>(持続可能な社会をつくる元気ネットの取組)</li> <li>地域で実施されるイベントの中で3R出前講座を実施。</li> <li>(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の取組)</li> <li>消費者を対象に3Rに関する普及啓発活動を実施。</li> <li>消費者教育用冊子として「地球のためのエシカルライフ」を作成し、リユースの重要性を説明。</li> </ul>	

## 類型Ⅱ：違法業者・違法行為の対策・指導等

# 類型Ⅱ-1)違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組(違法業者の指導①)

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
違法業者の指導	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体職員に説明する機会を設けるとともに、優良事例を収集、事例集を更新。</li> <li>モデル地区等を設定し、警察・自治体等と連携した指導を促進。</li> <li>違法な廃棄物回収業者の指導等について、警察庁との意見交換を実施(平成28年度までに警察庁と意見交換、自治体における指導等の在り方を検討)。</li> <li>上記の取組の成果を踏まえつつ、取り締まり強化に向けた制度を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における違法な廃棄物回収業者・処分業者の取締り状況を合同会合で報告</li> <li>3.19通知の内容について、各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて自治体職員に周知。</li> <li>違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成している。</li> <li>自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーを実施</li> <li>住民周知のため、「チラシ」や「広報」の手法についての違法な不用品回収業者取締りモデル事業を実施</li> </ul>	2.(1)1段目	資料3-3
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例集等をもとに指導等を実施</li> <li>モデル地区等で、地方環境事務所や警察等と連携した指導等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法業者に対する指導等を実施</li> </ul>		
	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法な廃棄物回収業者等に関する自治体へ情報提供し、自治体による指導等の強化に協力。</li> </ul>	<p>(大手家電流通協会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したオリジナルポスターを作成。無許可業者への排出を行わないよう消費者へ訴え、自治体による指導等の強化に協力している。</li> </ul> <p>(全国電器商組合連合会の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省の特設ページのキャラクターを使用したA4チラシを作成。無許可業者への排出を行わないよう消費者へ訴え、自治体による指導等の強化に協力している。</li> </ul>		

## 類型Ⅱ-1) 違法な業者・行為の指導等の徹底に関する取組 (違法業者の指導②、小売業者の義務履行)

アクションプランに規定された 具体的な取組		実施した取組		工程表の 該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
違法業者の 指導	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体を通じて、工務店・解体業者に対して適正排出・適正処理に係る周知を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種リサイクル法に関する地方環境事務所ブロック別説明会や、全国の都道府県部課長会議等、機会を捉えて、通知の内容について自治体職員に周知。</li> </ul>	2.(1)2段目	
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>残置家電の適正な処理方法について周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設リサイクル法の重点立入期間に解体現場において周知を実施。</li> </ul>		
小売業者の 引取・引渡義務履行	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査・報告徴収を通じ、インターネット販売事業者、中古品販売事業者を含む小売業者の義務の履行状況を確認・周知。</li> <li>インターネット販売事業者に関する調査の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業者による使用済み特定家庭用機器の引取り及び引渡しの状況について合同会合で報告。</li> <li>小売業者に対する立入検査の実施状況(平成26年度分)を公表。  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;平成26年度立入検査実績&gt;</li> <li>立入検査数:494件</li> <li>指導件数:209件(のべ402件)</li> </ul> </li> <li>平成27年度、インターネット販売事業者・通信販売事業者にも立入検査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.(3)1段目</li> <li>2.(3)2段目</li> </ul>	資料2
	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者から適正な引取り・製造業者等への引渡しの徹底、委託先の収集運搬業者の適正な管理、家電リサイクル券の適正な運用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国に対して引取台数及び引渡台数等を報告。                      (大手家電流通協会の取組)</li> <li>各社契約時に委託先の許可保有状況を確認するとともに、リサイクル券の管理番号を活用し、引取り、引き渡し違反は起きないシステムを構築している。                      (全国電機商業組合連合会の取組)</li> <li>委託先より適宜報告を受け、法の遵守状況を確認している。</li> </ul>		

## 類型Ⅱ-2)水際対策に関する取組

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料	
		平成27年度	平成28年度			
水際対策	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税関、自治体と連携した取締りを実施。</li> <li>・水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策を検討。</li> <li>・使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準の見直し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R推進月間の活動の一環として廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、税関、自治体と連携した取締りを実施。</li> <li>・全国各地でバーゼル法等に関する説明会を開催する等、事業者への法に基づく手続き案内等を周知。</li> <li>・有識者検討会を開催し、水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策のあり方等について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法、バーゼル法の見直しを開始し、輸出対策の強化を検討中。</li> <li>・バーゼル法の見直しについて、平成29年1月23日まで意見募集されている「中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議報告書(案)」において、雑品スクラップの不適正輸出に関して、「現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき」とされている。 また、リユース品については、今後の課題として、リユース品と電気電子機器廃棄物との区別に係る国際ガイドラインの内容も踏まえて、我が国におけるリユース品の判断基準については、適宜適切な検証を行うとともに、必要な場合には実効性の観点から更なる実態把握を行うべき等とされている。</li> </ul>	<p>2.(5)1段目</p> <p>2.(5)2段目</p>	
	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方環境事務所や税関への情報共有等の連携を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や関係機関と連携して取締りを実施。</li> </ul>			

## 類型Ⅱ-3) 不法投棄対策に関する取組

アクションプランに規定された具体的な取組		実施した取組		工程表の該当箇所	関連資料
		平成27年度	平成28年度		
不法投棄対策	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>両事業協力(※)の周知を毎年度実施し、活用を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の不法投棄の状況等を合同会合で報告。</li> <li>違法な廃棄物回収業者対策等の優良事例集を作成し、自治体に提供。</li> </ul>	2.(2)1段目	資料3-4
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度までに不法投棄台数を平成25年度比50%にするため、以下の取り組みを実施。</li> <li>更なる不法投棄対策。</li> <li>小売業者や宅配業者等と連携した、監視体制の強化。</li> <li>両事業協力の活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター・チラシ・看板等による普及啓発やパトロール等の不法投棄対策を実施。</li> </ul>		
	製造業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>両事業協力の申請書類の簡素化や内容の改善を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄未然防止で51市町、離島対策で16市町村に対して事業協力を実施。</li> <li>平成28年度事業の公募より、申請書・報告書等の様式簡素化や手続回数の削減、提出書類等の事務手続簡素化を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄未然防止で57市町、離島対策で17市町村に対して事業協力を実施。</li> <li>平成29年度事業の運用についても、申請書・報告書等の様式簡素化を引き続き実施。</li> </ul>	2.(2)4段目

(※)不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力



# 類型Ⅲ：流通フローの把握精度の向上・その他

